

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

26 February 2026

Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 115

「2026年 グローバル データ & サイバー ハンドブック」 発行のお知らせ（英語）

ベーカーマッケンジーでは毎年「グローバル データ & サイバー ハンドブック」をアップデートしています。最新版では、50 を超える法域の最新動向を比較しながら整理し、グローバル規制の全体像を一望できる内容となっています。

本ハンドブックでは以下のテーマを幅広く網羅しています：

- AI に関する主要な規制動向
- 非個人データ・企業データの取り扱いを巡る各国制度
- 規制当局のアプローチや執行動向
- 利用可能な救済措置や罰則
- クロスボーダーデータ移転に対する制限等

以下の画像をクリックしてご覧ください。

Global Data & Cyber Handbook

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 115 となる本号では、英国 CMA、企業結合問題解消措置に関する最終ガイダンスを公表、リモートワークに関するガイダンスを含む OECD モデル租税条約のアップデート等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

OECD：リモートワークに関するガイダンスを含む OECD モデル租税条約のアップデート

2. 中国

中国：買収資金の銀行融資に関する新たな法律

3. 欧州

英国及び米国：英国 CMA、企業結合問題解消措置に関する最終ガイダンスを公表

英国：BPR 改正の核心にある流動性の問題 – 非上場企業の株主は、相続税負担にどう対処すべきか？

スイス：議会在が新たな外国直接投資法を可決

スイス：5,000 万スイスフランを超える遺産及び贈与に対する 50% の連邦相続税及び贈与税導入を否決

ドイツ：米国税務上の Disregarded Entity への配当に租税条約上の軽減措置は適用されないのか？

ドイツ：RETT（不動産譲渡税）に関する改正法案の概要

「2026年金融機関ロードマップ：
5つの最重要テーマ」
発行のお知らせ（英語）

本レポートでは、2026年に金融サービス業界を形作る主要トレンド、新たに顕在化するリスク、そして金融機関が今まさに直面する課題について、実務に役立つ視点で整理・解説しています。

2026年の戦略策定に向けた示唆を得るための一助として、以下の画像をクリックしてご覧ください。



1. グローバル

OECD

リモートワークに関するガイダンスを含む OECD モデル租税条約のアップデート¹

2025年11月18日、OECDは、2017年OECDモデル条約（以下、「2017年モデル条約」）及びコメンタリー（以下、「2017年コメンタリー」）のアップデート（以下、「2025年アップデート」）を公表した²。これに基づき、2026年に改訂後のOECDモデル条約及びコメンタリーが公表される見通しである。なお、アップデートの導入にあたり、複数国が留保・反対意見を示している。

リモートワークが普及した状況を鑑みた上での恒久的施設（PE）認定に関する指針がこのアップデートの重要な点として挙げられ、また、このアップデートはその他、条約解釈の整合性と税務上の安定性を強化する内容となっている。

リモートワークに関する従来の OECD 指針

2017年コメンタリーは、従業員がリモートワークを行う場所がPEとなり得るかについては限定的な説明のみを行っていた。原則として、そのような場所の利用が継続的に行われ、かつ企業が従業員に対してオフィススペースを提供しないと「事実上（リモートワークを行う場所の）利用を要求している」場合に、当該場所が企業の支配下にあり「自由に活用ないし処分できる（at the disposal）」と判断され得るとしていた。

COVID-19が流行していた時代には、OECDは2021年1月に特別ガイダンスを公表し、COVID-19の流行による一時的なリモートワークはPEには該当しないとの方向性を示していた。

しかし、COVID-19の流行が終焉した後も、リモートワークが日常的に用いられるようになったことで、各国税務当局・納税者から長期的かつ明確な基準の策定を求める声が強まり、2025年アップデートに至った³。

リモートワークに関する PE 判定枠組みの刷新

2025年アップデートで重要なポイントとして、リモートワークを従業員が行う場合のPE判定の枠組みを刷新したことがある。従前、固定施設PEの判定に重要な要素とされていた、自由に活用ないし処分（at the disposal）の可否は、リモートワークに関連しては、事実上排除され、①断続的な活動（intermittent activities）であるか②商業的理由があるかの2要素を中心とする判断枠組みとなった。

1. 断続的な活動に係る 50%基準

12か月間における総労働時間のうち、50%未満をリモートワークで行う場合、その活動は「断続的」であり、原則としてリモートワークを行う場所はPEとみなされないとしている。

¹ 本稿は、ベーカーマッケンジーの海外オフィスのニュースアラートの抄訳である。必要に応じて原文を参照されたい。

² The 2025 Update to the OECD Model Tax Convention

³ なお、PEの文脈で「準備的、補助的」業務の明確化などを求める意見があったものの、2025年アップデートでは特に反映されなかった。

「2026年リーガルトレンド 最前線」公開（英語）

「2026 Legal Trends to Watch」を
公開しました。

2026年、企業が直面する主要な法務リスクと機会について、貿易、AI・サイバーセキュリティ、税務、金融、M&A及び雇用といった企業の経営判断に大きく影響する6つの領域を取り上げてご紹介します。

詳細は[こちら](#)。



この定量基準は、事実認定の簡素化と不必要なPEの発生を抑制を目的とする。ただし、雇用期間が1年未満など特殊ケースでは「総労働時間」の扱いが課題として残ると思われる。

2. 商業的理由の有無

50%基準を超えた場合、次に問われるのは、関連する国における物理的存在に「商業的理由」の有無であり、「商業的理由」がある場合には、PEの認定がなされ得る。商業的理由がある典型例として、以下が挙げられる。

- 顧客・サプライヤー・関連会社との関係維持や交渉がその国で行われることが事業に資する場合
- 市場開拓、ビジネス機会の探索、現地企業との協業、専門性の取得
- 同一タイムゾーンでのリアルタイム対応が事業に不可欠な場合（コールセンター等）

一方、企業側がコスト削減や人材確保のためにリモートワークを許容しているだけの場合には、商業的理由があるとはみなされない。

商業的理由がなくてもPE認定があり得るケース

2025年アップデートは、商業的理由がなくても例外的にリモートワークがPEとなる場合を示している。

代表例として、個人（コンサルタント等）が当該企業の中心的事業活動の大部分を単独で担っているケースである。個人の活動自体が企業の対象国内ビジネスの核である場合、その個人のリモートワークを行う場所は固定施設PEと評価され得る。

まとめ

2025年アップデートは、リモートワークが一般的となった現在、PE判定の枠組みを明確に示したものであり、①顧客・サプライヤーに接触せず、企業内業務のみを行う従業員のリモートワークを行う場所は原則としてPEにならない②50%基準の導入により、リモートワークの割合が低い場合にはPEリスクが明確に排除される、という点では安定性をもたらす。

一方で、50%基準を超える従業員で顧客・取引先との接触がある場合には、商業的理由が成立しやすく、PE認定の可能性が高まる。国によっては、この2025年アップデートに基づき、遡及的にPEリスクを主張する可能性があり、課税権配分の問題が生じ得る点は留意が必要である。

今後は、2026年に予定されている恒久的施設への所得配分（PE profit attribution）及び移転価格ガイドラインの改訂作業との整合性が重要になる。企業は、グローバルなリモートワーク体制を再点検し、対象国におけるPEリスク評価を行う必要がある。

[最初のページに戻る](#)

「データセンター最前線：最新動向と重要ポイント」発行（英語）

データセンターは、AI、クラウドコンピューティング、ビジネスを支える IT インフラとして台頭し、現在では政府のデジタル戦略や民間企業のイノベーションに不可欠な存在となっています。AI 技術の発展とともに、世界中でデータセンター開発に対する急速な変革が生じており、データセンター施設的设计、立地選定、投資戦略の各側面において、大きな影響を与えています。

データセンターの分野は大きな「機会」を生み出していますが、一方でデータセンターを取り巻く環境は複雑かつダイナミックであり、幅広い法的課題を含み、戦略的取引、規制遵守、革新的ソリューションといった項目に総合的に取り組んでいかねばなりません。もちろん、サステナビリティも重要なテーマとなります。

本レポートでは、デベロッパー、投資家、オペレーターの各関係者のために、現在のデータセンターの資金調達・投資環境、開発、計画、運営、税務等の状況を概観し、主要な問題について触れております。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



2. 中国

中国

買収資金の銀行融資に関する新たな法律

概要

2025年12月31日、中国国家金融監督管理総局は「商業銀行による合併・買収貸付管理弁法」（以下、「新法」）を公布し、同日付で施行された。新法の施行に伴い、2015年に施行された買収資金の貸付け（以下、「M&A 貸付」）に関する規制（以下、「旧規制」）は廃止された。

中国の商業銀行による M&A 貸付に新法が適用されるのは、以下の場合である。

- 中国企業が借入人の場合
- 借入人が中国企業の完全子会社である投資会社又は持分会社であり、親会社である中国企業が借入人のスポンサーである場合

少数持分取得に関する M&A 貸付

旧規制においては、借入人（又は共同して買収を行う複数の企業）が対象会社の所有権又は支配権を取得する M&A にのみ、M&A 貸付を利用することができることとされていた（以下、「支配型 M&A 貸付」）。

他方、新法では、支配型 M&A 貸付に加え、単一の借入人が対象会社の一定の少数持分を取得する M&A においても、M&A 貸付を利用することができるとされた（以下、「少数持分型 M&A 貸付」）。その概要は以下のとおりである。

① 初回少数持分取得

中国企業が対象会社の 20%以上の持分を取得する場合で、それが当該中国企業にとって初めての対象会社の持分の取得である場合、M&A 貸付を利用できる。

② 追加的少数持分取得

借入人又はスポンサーである中国企業が既に対象会社の支配権を有している、又は対象会社の 20%以上の持分を有している場合で、当該中国企業が追加で対象会社の持分を 5%以上取得する場合、M&A 貸付を利用できる。

新法においては、上記①の M&A 貸付は支配型 M&A 貸付として、上記②の M&A 貸付は少数持分型 M&A 貸付として扱われる。

自己資金拠出要件の緩和及び貸付期間の延長

1 自己資金拠出要件

旧規制において借入人は、買収対価の最低 40%については自己資金を拠出しなくてはならず、銀行が貸付けることのできる上限は買収価格の 60%とされていた。

新法では、支配型 M&A 貸付における自己資金拠出要件が緩和され、買収価格の最低 30%の自己資金を拠出することで足りるとされた。他方、少数持分型 M&A 貸付については、従来のおり買収対価の最低 40%は自己資金からの拠出が必要となる。

「アジア太平洋地域雇用法トレンド」最新レポート発行（英語）

世界的な不確実性が続く中、アジア太平洋地域の企業は複雑な課題に直面しています。労働規制や従業員の期待値の変化に対応するため、企業は迅速かつ戦略的な判断が求められています。

こうした状況では、雇用法の最新動向を把握することが不可欠です。本レポートでは、企業が直面するリスクや機会について、タイムリーな法的インサイトと実践的なガイダンスを提供します。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所人事労務グループまでご相談ください。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



2 貸付期間

M&A 貸付の貸付期間について、旧規制では最長 7 年とされていたところ、新法では、支配型 M&A 貸付における貸付期間が最長 10 年に延長された。他方、少数持分型 M&A 貸付における貸付期間は、従来のとおり最長 7 年とされている。

既存融資のリファイナンス目的での M&A 貸付の禁止

新法において、それが買収対価及び関連費用の支払い（又はそのリファイナンス）を目的としており、かつ買収対価を全額支払ってから 1 年以内である場合に、M&A 貸付を利用できるとされている。しかし、M&A を行う目的で借り入れていた既存の銀行融資を、M&A 貸付でリファイナンスすることは禁止された。

旧規制においては当該規制はなかったところ、高レバレッジの M&A に伴う金融リスクを抑制するために新法で導入された。

従来行われていた、海外の貸付人からブリッジローンで買収資金を調達し、その後、新たなオンショアローンで当該ブリッジローンをリファイナンスするという方法をとることができなくなるため、新たなリファイナンス方法を検討する必要がある。

終わりに

新法は、少数持分の取得にも M&A 貸付を利用できる点で柔軟性が高く、また自己資金拠出要件の緩和や貸付期間の延長により大規模な M&A を促進させる。同時に、既存融資のリファイナンスを禁止することでリスク管理を強化している。これらのことから、新法は、市場参加者から好意的に受け止められている。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

英国及び米国

英国及び米国：英国 CMA、企業結合問題解消措置に関する最終ガイダンスを公表

2025 年 12 月 19 日、英国競争・市場庁（CMA: Competition & Markets Authority）は、2025 年 3 月に開始したレビューの結果を踏まえ、企業結合の問題解消措置（Merger Remedies）に関する最終ガイダンスを公表した。本ガイダンスは、CMA が、その全ての活動について「4Ps（Pace, Predictability, Proportionality, Process: 迅速性、予見可能性、比例性、過程の改善）」の枠組みを組込むための広範な取組の一環であり、英国政府の経済成長戦略を支援するものである。

行動的措置に対する、より柔軟なアプローチ

CMA は従来より、事業売却等の構造的措置に明確な選好を示し、限定的な状況においてのみ行動的措置を認めていた。しかし、最終ガイダンスでは行動的措置が「一定の場合には有効であり得る」（"can be effective in some cases"）と明確に認められ、事案に応じて有効かどうかを判断していく姿勢が示された。これにより、行動的措置が有効と判断される範囲が広がったといえる。

「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要 38 法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AI ツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスはこちら。



また、行動的措置に伴うリスクを軽減し得る要素として、CMA は以下の点を挙げている。

- 当該行動的措置が、期間を限った時限的なものである場合
- 規制業種であって、規制当局が措置の実施を効果的に監督・執行できる場合
- 透明性が高い業種であり、第三者が措置の不遵守を容易に検知できる場合
- 行動的措置が当該業種に関する市場の確立した慣行や規範と整合している場合
- 市場が成熟・安定しており、競争条件が大きく変化して措置の実効性を損なう可能性が低いと見込まれる場合
- 合併の当事会社、措置の実効性を担保する監視受託者（Monitoring Trustee）の任命・費用負担に同意している場合

CMA は既に、より幅広い状況で、現に行動的措置を受け入れる姿勢を示していることが、近年の決定事例からも伺えるところである。例えば、英通信大手 Vodafone と同業の Three との合併事例では、CMA は、総額 110 億ポンド・8 年間にわたって、ネットワーク構築へ投資を行うことや、消費者に向けて 3 年間の料金上限を設定するといったことを条件に、フェーズ 2（第 2 次審査）で合併を承認した。同様に、非規制業種における興味深い事例である、油田サービス業大手 Schlumberger が同業 ChampionX を買収した事例では、CMA はフェーズ 1（第 1 次審査）において行動的措置を含む誓約を受け入れている。

カーブアウトについての明確化

CMA は、独立した事業全体を売却するほうが、カーブアウト（部分売却）よりも問題解消措置として効果的であるという姿勢を維持し続けている。しかし最終ガイダンスでは、問題解消措置としてのカーブアウトをどう評価するかについて詳細が追加され、この選択肢を検討する企業にとってより明確な判断材料が提供されることとなった。

また、最終ガイダンスでは、カーブアウトのような複合的な問題解消措置に伴うリスクを軽減し、その実効性が認められる可能性を高めるために、合併当事者が取り得る措置についても示している。具体的には、監視・売却受託者（Monitoring / Divestiture Trustee）の活用、買手（Up-Front-Buyer）の確保、複合的な売却措置が奏功しなかった場合の代替措置の設定、等が含まれる。

届出前期間及びフェーズ 1 の初期段階における、当事者との関与強化

CMA は、透明性と効率性の向上を目的として、問題解消措置に関する議論及び手続に対する取組を更新している。例としては下記のとおりである。

- フェーズ 1 や届出前の段階であっても、問題解消措置に関する早期の、不利益取扱いのない協議を促す
- フェーズ 1 のイシューレター送付前後の期間において、問題解消措置に関して CMA とどのように連携すべきかについて、合併当事者に明確な指針を提供する
- イシューレターに対する当事者の回答提出後、速やかに協議の場を提供する

「グローバルグループ再編ガイド」発行

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- 問題解消措置案の策定やCMAによる評価を支援するため、監視受託者や業界専門家の活用を奨励する

近年の事例を見ても、問題解消措置に関する早期の取組が推奨されているといえる。ストックフォト業界のGettyとShutterstockの合併事案においては、当事会社が提出した代替措置（UILs: Undertakings in Lieu）がCMAによって拒否され、「フェーズ1の手続の遅い段階になって複雑な一連の救済策を提示した」（"offered a complex package of remedies at a late stage in the Phase 1 process"）として、事案がフェーズ2に付託された。

米国内動向との近似・収斂

これら一連の見直しは、英国政府の経済成長目標を前進させると同時に、企業結合審査における明確性、一貫性、効率性の向上につながる事が期待されている。

また、最終ガイダンスは、米国における企業結合に関する問題解消措置について、よりビジネスフレンドリーな姿勢に向かう潮流と一致している。米国の現政権下で米国反トラスト当局は、企業結合の問題解消措置についての交渉に改めて関心を示しており、政権発足後最初の9か月間で条件付き承認を伴う取引を8件認めている。これは、前政権下で問題解消措置が競争上の懸念を効果的に解消できるか否かに懐疑的であったため、問題のある企業結合を、交渉による和解ではなく訴訟で阻止する方針が一般的であった状況とは大きく対照的である。

企業にとって、英国と米国で最近見られる問題解消措置の受容の高まりは、これらの法域における競争当局が潜在的に問題のある取引を検討する際に、より実務的かつ協調的なアプローチを取ることを示唆している。しかし一方でこれは、企業が競争当局との積極的な関与を一層求められることも意味する。早期の対話や、個別状況に応じて問題解消措置を練っていくことが、この変化しつつある環境を乗り切り、成功を収めるための重要な鍵となる。

[最初のページに戻る](#)

英国

BPR改正の核心にある流動性の問題 — 非上場企業の株主は、相続税負担にどう対処すべきか？

はじめに

現行制度下において、事業用財産減免（Business Property Relief、以下、「BPR」）は、対象資産⁴について相続税の100%の免税を提供している。BPRは、その多くが家族経営である非上場企業の株主にとって、非常に価値ある救済措置である。BPRは、そのような家族経営の下にある事業について、相続税の資金調達や事業の後継者計画の問題を生じさせずに、世代を超えた資産として保有されることを保証してきた。

2026年4月6日より、BPRの適用に上限が設けられる。即ち、資産価値のうち100万ポンドに対してのみ100%の免税が適用され、それを超える部分には50%の減税が適用される。この100万ポンドの上限は、農業用財産減免（Agricultural Property Relief、以下、「APR」）に対する減免制度とも組み合わせられる。この100万ポンドの上限に未使用分がある場合には、生存配偶者に引き継がれる（この措置は新たに2025年秋季予算案に組み込まれたものである）。これにより、夫婦は最大300万ポンドを上限として、子や孫

⁴ 主に非上場企業の株式であり、本稿ではこれに焦点を当てる

に事業用財産ないし農業用財産を、非課税で相続させることが可能となる。BPRないしAPRの対象となる資産を保有していた者が、2026年4月6日以前に死亡した場合、100万ポンドの免税枠全額が生存配偶者に引き継がれる。

これは英国の税制における重大な転換点である。非上場企業の株式等は、現行制度下においては、信託で保有されている場合は10年ごとに最大3%の相続税が課され、個人名義で保有されている場合は死亡時に最大20%の相続税が課される可能性がある。個人所有の事業に十分な流動性がない限り、この課税は事業存続を脅かすものであり、事業主は納税義務を果たすために事業を売却せざるを得なくなる可能性がある。こうした相続税負担を軽減するため、多くの家族経営企業のオーナーは、2026年4月6日にBPRの上限が適用される前に、次世代へ株式を譲渡したり、信託へ株式を移管したりしている。本稿では、非上場企業の株主が、税負担に対応するために採り得る対策について考察する。

2026年4月6日以降のBPR

各個人及び各信託に対し、100万ポンドの上限が設けられ、この上限の範囲において、適格資産に対する100%の免税が適用される予定である。英国に贈与税は存在せず、「潜在的に免税となる譲渡（Potentially Exempt Transfer）」に関する一般規則は引き続き適用される。これにより、個人が他の個人に贈与をした場合、贈与者が譲渡日から7年以上生存していれば、その贈与は相続税の対象とはならない。

この改正は、免税の上限を超える非公開企業の株主に対して、重大な懸念を引き起こす。こうした株主の多くは、免税枠を超えた分の相続税を負担する必要が生じるとは予想しなかっただろう。英国政府は、事業の承継を可能にするため、納税者が相続税を10回の均等分割で支払う選択肢を設けている。

分割された相続税は、期日通りに支払われる限り、利息は発生しない。しかし、当然ながら税負担が軽減されるわけではない。したがって、家族経営企業のオーナーは、理想的には第三者への売却に頼ったり、事業の長期的な戦略目標や承継計画を損なわずに、税負担に対応する方法を見つける必要がある。

死亡時の相続税債務の資金調達

非公開企業の株主は、これまで予期されていなかった相続税負担に対応するため、流動性を確保する方法を模索せざるを得ない。そうでなければ、所有者の資産が事業会社へ投資されている多くの非公開企業において、直ちに流動性の問題が起こり得る。また、これらの企業の配当政策、資本構成、長期的なガバナンスに重大な変更をもたらす可能性もある。以下に、この流動性を創出する方法を検討する。

1. 配当

相続税負担増に対応するための資金調達手段として、配当金の支払いは一見明白な解決策のように思える。しかしながら、配当金の支払いは、潜在的にコストのかかる資金調達方法であり、必ずしもこの方法を事業主が利用できるとは限らない。事業主がこの方法を利用できるかどうかは、事業体の分配可能額によって左右される。配当金が、英国税法に基づく課税の対象になる場合、その実効税率は39.35%となり得る。この場合、相続税1ポンドを支払うために、1.65ポンドの配当をする必要がある。また、配当は、適切なコーポレートガバナンスに従って宣言されなければならない。非公開企業は十分な分配可能額を有した上で、取締役会が配当の正当性を承認する必要がある。相続税の支払いのために配当をする場合には、事業投資戦略を歪める可能性がある。特に、成長促進のために利益を事業に還元する再投資戦略を

「グローバル・プライベートM&A ガイド（英語）」発行

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



採用している場合である。また、この手法は事業に十分な配当可能額があることを前提とするため、資金不足の事業の場合にはこの手法を採り得ない可能性がある。さらに、配当金だけで相続税の支払いをカバーすることは、できない場合が多い。

2. 事業からの融資

相続税の支払いのための資金調達方法として、株主（受託者であるか否かを問わない）が、事業体又は第三者から借入を行う手段が考えられる。第三者からの資金調達は、適用される金利によってはコストが高くなる可能性がある。一方、株主が事業体から融資を受ける場合のデメリットは、本議論に関連する事業体の多くが英国税務上の「クローズ・カンパニー（Close Company）」に該当する可能性が高い点である。

クローズ・カンパニーがその出資者に対して行う貸付は、当該貸付が事業年度末から9か月経過後に未返済の場合、法人税が課される可能性がある。課された法人税額は貸付金返済時に還付されるが、法人税の支払義務と貸付金返済義務が同時に生じることで、追加的な流動性の問題を引き起こす。

こうした税務上の影響を考慮すると、事業主への融資は長期的な解決策とはなり得ない。

事業体から融資を受ける事業主は、その融資が「低利融資（Cheap Loan）」（大まかに言えば、実際に毎年返済される融資のうち、英国歳入関税庁（以下、「HMRC」）の「公式金利（Official Rate）」を下回る金利が適用されるもの）である場合、現物給付課税の対象となる可能性がある。この方法にはリスクが伴うため、現実的には、相続税の支払いを解決しようとする者にとって、事業体からの借入が第一の選択肢となることは稀である。

3. 資本の引き出し

あるいは、株主は相続税を支払うために資本の引き出しを検討するかもしれない。事業を代々継承する多くの経営者にとって、事業の売却は最終手段だが、状況によっては唯一の選択肢となる場合もある。これは、最近の相続税法改正の結果、多くの家族経営企業が現在恐れている最悪のシナリオである。事業の売却を望まない（又は不可能である）場合、取締役は（i）企業再編による資本の引き出し、（ii）支払能力証明書（Solvency Statement）に基づく減資、及び／又は（iii）自社株買いを通じて、事業から資本を引き出すことを模索できる。以下で各手法を詳述するが、事業から資本を引き出し可能であっても、事業に対する持分の取得原価が現在価値と乖離する事業の創業者（かつ事業資産譲渡控除（Business Asset Disposal Relief）の生涯控除枠を既に使用済みの場合）にとって、その税務コストは依然として重大となる可能性がある。

まず、企業再編は高度に技術的であり、専門家による詳細な分析と助言が必要である。また、プランニング及びその実行には相当な時間を要する。企業再編による資本の引き出しは、事業の商業的特性と家族経営の形態に大きく依存する。事業の特定部門を、個別に売却する目的で又は資金調達を目的で分離できる場合には、企業再編による資本の引き出しは、魅力的な選択肢となり得る。しかし万能の解決策ではない。

資本金の減少も資本引き出しの手段である。減資は、英国内国法人について適切に実施されるならば、資本の分配とみなされ、株主にとっては株式の処分とみなされる。

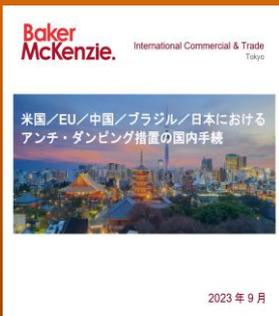
しかし、英国外で設立された会社については必ずしもそうとは限らないため、注意が必要である（例：法人が長期英国居住者（おおむね、過去20課税年度のうち10課税年度において英国の税務上の居住者であった個人）によって所有されている場合）。みなし譲渡により発生するキャピタルゲインには

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイド

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



24%のキャピタルゲイン税が課される。また、名目資本のみが払込済みである場合、資本金の減少は限定的な効果しか持たない。なぜなら、当初払込額を超える資本金は、所得として課税されるからである。

相続税負担に直面した事業主は、自社株買いを検討するかもしれない。しかし、英国法下では、減資よりも手続が複雑である上、課税対象対価の0.5%の印紙税が課される。さらに、自社株買いが資本の払戻とみなされる状況は限定的である。2010年法人税法第1033条(2)項は、株式買戻しの対価は、相続税の資金調達に充てられる場合、資本の払戻として扱う。しかし、同項が適用されるのは「死亡時」の相続税の支払いのための資金調達に限定される（即ち、信託資産に対する定期的な相続税課税を負担する受託者や、相続税の分割納付計画を利用しようとする納税者には適用されない。なぜなら「死亡時」の相続税支払いとは、死後2年以内の支払いを意味するためである）。さらに、同項は、納税者が、「不当な困難」により、相続税を他の方法によって納付できない場合にのみ適用される。納税者は、近時の法改正が「不当な困難」をもたらしていると考えられるかもしれない。しかし、納税者がこれを法的に立証するのは極めて困難である可能性が高い。

4. 保険

保険はシンプルな長期戦略を提供するが、そもそも保険料を継続的に支払う十分なキャッシュを必要とする。

信託で保有する終身保険又は定期保険は、相続税債務を履行する資金を提供し得る。しかし、保険契約を信託で保有し、税引後の配当金で資金調達する場合、資本の引き出しのジレンマがやはり起きうる。法人が当事者となっている契約は現物給付又は配当の問題を引き起こす可能性がある。さらに、2024年英国秋予算でBPR及びより広範な相続税の改正が発表されて以降、保険料は着実に上昇している。

資産評価に関する紛争

今後BPRに課される上限により、事業の資産評価は相続税負担を直接左右することになる。非公開企業の評価は複雑で主観的なプロセスであるため、その結果はHMRCから異論を唱えられる可能性があり、長期にわたる交渉や訴訟につながる恐れがある。最近の事例研究（メディアの注目を集めたグラストンベリー・フェスティバル社（Glastonbury Festivals Ltd.）の譲渡を含む）は、事業の資産評価の結果となる数値が、相続税負担を賄うための実際の利益やキャッシュフロー生成能力に対して誤解を招く可能性があることを示している。HMRCによる税務調査は、少数株主割引、余剰現金、非事業資産及び実効税率に影響するクロスボーダーストラクチャを中心に強化される見込みである。HMRCとの紛争から身を守るため、株主は確固たる専門家の助言を求め、資産及び収益の明確な記録を維持するとともに、資本引き出しの商業的合理性を裏付ける明確な証拠を保持すべきである。

相続税の軽減

相続税支払いの原資調達の難しさを考慮すると、事業主は相続税を軽減する方法を模索する可能性がある。特に家族経営企業では、次世代やより広範な家族構成員に対する株式贈与を検討するケースが見られる。贈与の利点は、英国では個人間の贈与に課税され、かつ贈与者が贈与日から少なくとも7年以上生存すれば、その贈与は相続税の対象とならない点にある。さらに、2026年4月5日までに適格資産の贈与が行われれば、BPRの上限が導入される前であるため、相続税が100%免除される。

但し、2026年4月5日以前に贈与が行われない場合、贈与は十分な解決策とはならない可能性がある。第一に、贈与者が贈与後7年以内に死亡し、相続税の課税対象となるかもしれない。そのため、贈与は、株式の所有者が若い

場合や生命保険に加入するほど十分なキャッシュを有する場合には、有用な解決策となり得る。

さらに、株式の贈与は、一族による事業の支配の観点から重大な問題を引き起こす可能性がある。即ち、贈与が、贈与者が事業に対する支配を放棄する準備が整う前であったり、受贈者が事業に対する支配についての準備が出来ぬまま生じる場合である。時期尚早な、又は非効率的な事業承継計画は、しばしば家族間の紛争をもたらすのである。

家族経営の事業を次世代へ引き継ぐ場合の準備の重要性は、これまで以上に高まっている。2026年4月6日のBPR（及びAPR）の改正以降の「新たな世界」に向けた効果的な準備がなければ、改正が事業承継に致命的な影響をもたらす可能性は十分にある。

英国は家族経営企業に敵対的な環境になったのか？

BPR やその他の税制改革は、英国を家族経営企業にとってより敵対的な環境に変えてしまったように見える。BPR の上限の導入と資産評価に対する監視の目の強化は、家族経営企業を不利な立場に追い込む可能性がある。

キャッシュを内部で調達できない状況において、企業のプライベート・エクイティへ売却が有力な選択肢として浮上する。多くの場合、プライベート・エクイティによる所有は、ほとんどの家族経営企業が持つ家族理念、企業文化及び長期的な経営目標と相反する。BPR やその他の税制改正は、プライベート・エクイティや外部投資家にとって、困難な市場環境下で戦略的買収を行う機会となり得る。そうした買収を余儀なくされないためには、家族経営企業は、所有者の相続税負担に対応するための戦略を立てる必要がある。

[最初のページに戻る](#)

スイス

議会在新たな外国直接投資法を可決

概要

スイス連邦議会は最近、新たなスイス連邦投資審査法（以下、「ISA」）を採択した。これにより、国家管理下の外国投資家による特定スイス企業の買収に対して、新たな外国直接投資（以下、「FDI」）審査・承認制度が導入される。同法は、国家管理下の外国投資家と厳密に定義された対象企業のみにも適用される点で、スイスの伝統的な自由主義的アプローチを反映している。国際貿易の混乱時においても外国投資への開放性を維持するため、高い届出基準を設定している。新制度は、施行令の発布及び国民投票手続の完了を経て、2027年初頭までに発効する見込みである。

背景

2025年12月19日、スイス連邦議会はスイスにおけるFDI審査制度の導入を決定し、最終投票でISAを承認した。外国企業によるスイス企業の買収を審査する構想は、5年間にわたり連邦議会の議題となってきた。2020年3月、連邦議会は動議第18.3021号たる「投資規制によるスイス経済の保護」（通称「リーダー動議」）を採択し、連邦内閣（スイス政府）に対し、スイス企業へのFDIを規制する法的基盤の構築を指示した。スイス各州、政党、関係国内組織、その他の利害関係者との協議を経て、連邦内閣は2023年12月15日にISAの初稿をスイス議会に提出し、連邦議会の要求に応えた。議会の一院による初審議で法案の適用範囲が大幅に拡大された後、最終的な議論を通じて再び範囲が絞り込まれ、両院は連邦内閣の当初提案にほぼ沿った

妥協案で合意した。この結果は、費用対効果の悪さや既存の（特定分野別の）規制枠組みの十分性を理由に、広範な投資審査制度の導入に一貫して反対してきたスイス政府の姿勢に沿うものである。したがって、当初草案も採択されたISAも、過度な制限とならず望ましい効果を確保するため、範囲を限定し、重点を絞った制度となっている。

主要なポイント

- スイス経済界が強く主張した連邦内閣の当初草案の限定的な適用範囲が最終的に採用された。
- ISAの適用範囲は、外国政府投資家による買収、ならびに外国政府機関に代わって行動する又は直接・間接的に支配される個人・団体による買収に限定される。
- デミニミス基準及び業種別基準は、承認要件をセンシティブな分野及びシステム関連企業に限定するバランスの取れたアプローチを反映している。
- ISAの手続は、スイス競争法（以下、「CartA」）の企業結合審査の概念を採用し、合併規制と外国投資規制の両方が適用される可能性のある取引の計画・実施プロセスを円滑化する。
- ISAの実証手続は、外国企業による買収がスイスの公共秩序又は安全を危険に晒すか否かに焦点を当てており、競争法上の審査とは大きく異なる。そのため、ISAは、スイスの国際貿易・投資関係を総括的に担当する経済省経済事務局（SECO）によって実施・執行される。

ISAの適用範囲

ISAは以下の要件を累積的に満たす取引を審査対象とする。

① 買収

ISAは「買収」を、「投資家が1つ以上の独立した企業又はその一部を、合併、持分取得又は契約締結により、直接又は間接に支配するに至る取引」と定義する（ISA第2条第a項）。契約締結とは、主に株主間契約又は経営契約を指す。買収の定義は、CartA第4条第3項に定める企業結合の定義及び同項で使用される支配の概念に基づく。これにより、確立されたスイスの合併規制実務に基づき「支配」要件を評価することが可能となる。「支配」とは、企業の活動、重要な経営問題及び一般的な事業方針に対する決定的影響力を確立するあらゆる形態及び手段を包含する。支配と認定されるために必要な株式数は絶対的な基準で決定することはできない。それは企業の形態、その他の法的及び事実上の状況に依存する。公開会社の場合、株主総会において小口投資家の影響力が弱い分散している状況下では、議決権の20%又は30%の保有が支配権取得に十分とみなされる可能性がある。支配要件は、単独又は共同支配を取得しない限り、純粋な少数持分取得には届出が不要であることを示している。スイス子会社を有する外国親会社の取得も対象となり、間接支配のシナリオにも適用範囲が拡大される。

② スイスの民間企業及び公的企業

適用範囲はさらに、商品又はサービスの購入者若しくは供給者（その法的又は組織形態を問わず、CartA第2条第1項bisに準じる）で、スイス商業登記簿に登録されている者（ISA第2条第b項、第c項）も対象とする。これは、外国企業グループの国内子会社も国内企業とみなされ、したがってISAの適用範囲に含まれることを意味する。スイス子会社が既に外国の支配下にあるかどうかは問題ではなく、実際に支配権を行使する主体によって、公共の秩序及び安全に対する危険性の認識が変化し得る可能性があるためである。

③ 外国国家投資家

ISA は、自然人又は法人であるかを問わず、外国国家投資家による買収にのみ適用される。「外国国家投資家」は以下のように定義される。

- (i) 外国国家機関
- (ii) 本社がスイス国外にあり、外国国家機関によって直接又は間接的に支配されている会社
- (iii) 外国国家機関によって直接又は間接的に支配される財産取得能力を有する会社
- (iv) 外国国家機関に代わって行動する自然人又は法人（ISA 第 2 条(d)）

「本社」とは、中核的な事業活動及び運営活動が実際に行われる場所を意味する。グループ企業の場合、グループ本社の所在地を基準とする。

連邦議会の審議において連邦内閣の代表が指摘したように、連邦内閣が提案する国家支配投資家の定義は広範に解釈されるべきである。これには、国家からの指示を通じて、又は補助金や融資を含む国家からの資金提供を受けて国家に代わって行動する者も含まれる。この広範な定義により、ペーパーカンパニーや名義人を通じて ISA の適用回避を図る試みを防止できる。

④ スイスの公共の秩序又は安全を危険に晒す、若しくは脅かすもの

この表現が示すように、ISA は主に安全保障政策の目的を追求する。ただし、連邦議会の審議で指摘された適用範囲の空白に対する懸念に応え、連邦内閣は当該要件が、必須の物品・サービスの供給の安全も黙示的に包含すると解釈されることを保証した。これにより、当初の文言が示唆する範囲よりもやや広範な適用が図られることになる。

閾値

上記に定めた範囲に加え、ISA 第 3 条は、ISA に基づく事前認可の対象となる上記買収について閾値を定めている。当該活動が公共の秩序及び安全の観点から特に重要とみなされる場合、届出の閾値は低く設定される。

	デミニミス基準	業種別基準
ISA 第 3 条	<p>対象会社 (Target company)</p> <p>直近 2 事業年度において、</p> <p>(i) 世界全体でフルタイム従業員が平均 50 名以上である会社</p> <p>又は</p> <p>(ii) 世界全体で平均年間売上高が 1,000 万スイスフラン以上である会社</p>	<p>以下の条件を満たす企業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の物品の製造又は知的財産の移転を行う企業：(i) スイス連邦軍、国家安全保障を担当するその他の連邦機関、又は国際協定に基づきスイスが参加する宇宙計画の運用能力にとって極めて重要であり、かつ(ii) 輸出又は国外移転に際し軍需物資法に基づく認可を必要とするもの ・国内送電網又は配電網（グリッドレベル 3 以下）を運営・管理

		<p>し、年間 450GWh 以上を販売する企業・最低 10 メガワットの発電能力を有する国内発電所を運営・管理する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内高圧天然ガスパイプラインを運営・管理する企業 ・国内で 10 万人以上の住民に水を供給する企業 ・国家当局に対し、中央の安全保障関連 IT システムを提供、又は中央の安全保障関連 IT サービスを提供する企業
ISA 第 3 条第 2 項	直近 2 事業年度において、世界全体の平均年間売上高、又は（銀行の場合）総収入が 1 億スイスフラン以上である会社	<p>以下の企業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の大学病院及び総合病院 ・重要性の高い銀行 ・医薬品、医療機器、ワクチン、又は個人用医療防護具分野で活動する企業 ・国内における物流・旅客輸送の主要ハブ（港湾、空港、複合輸送用積み替え施設等）を運営・管理する企業 ・国内鉄道インフラを運営・管理する企業 ・国内主要食品流通センターを運営・管理する企業 ・国内通信ネットワークを運営・管理する企業 ・重要な金融市場インフラを運営・管理する企業
ISA 第 3 条第 3 項	連邦内閣が決定した場合、最大 24 か月間適用されるその他の国内企業カテゴリー	

ISA 第 3 条第 4 項に基づき、連邦内閣は、特定の国の外国政府系投資家による買収について、公共の秩序及び安全に対する危険や脅威を回避するために

当該国との十分な協力関係が存在する場合には、承認要件を免除することができる。この概念は、スイスの貿易規制の他の分野でも知られている。連邦内閣は、免除対象国のリストをまだ公表していない。

承認判断基準

- ① 国家管理下の外国投資家がスイス又は他国の公共秩序・安全に悪影響を及ぼす活動を行っているか
- ② 国家管理下の外国投資家又はその本国が対象企業に対しスパイ行為により情報取得を企図しているか
- ③ 国家管理下の外国投資家自身がスパイ行為に関与しているか
- ④ 国家管理下の外国投資家が直接・間接に制裁の対象となっているか
- ⑤ 対象企業のサービス・製品・インフラが合理的期間内に代替可能か
- ⑥ 国家管理下の外国投資家が買収により安全保障上重要な情報や特にセンシティブな個人データにアクセスし得るか

承認手続

本手続は、行政手続法の一般規定に従い、CartA に定められた企業結合審査と類似の構造を有し、SECO の決定は連邦行政裁判所へ不服申立てが可能である。以下にその段階を簡潔に説明する：

- ① 拘束力ある予備的裁定（ISA 第 5 条）
 - **裁定申請**：国内企業は、自社の買収が ISA に基づく事前承認を要するかどうかについて、SECO に拘束力のある予備的裁定を申請できる
 - **タイムライン**：SECO は通常、完全な申請受理後 2 か月以内に裁定を行う
 - **有効期間**：SECO 裁定は 12 か月間有効であり、要請により 1 回に限り 12 か月延長可能
 - **通知義務**：国内企業は、事業活動・規模等に関する重要な変更が生じた場合、SECO に通知しなければならない
 - **取消**：SECO は、(i) 重要な変更が生じた場合、(ii) 通知義務に違反した場合、又は (iii) 裁定が誤った情報に基づいていた場合、裁定を取り消すことができる
- ② 申請と適用手続（ISA 第 6 条及び第 7 条）
 - **申請**：国家管理下の外国投資家は、買収完了前に SECO へ申請しなければならない
 - **タイムライン**：SECO は、完全な申請書受理後 1 か月以内に、買収を直接承認するか審査手続を開始するかを決定する
 - **協議**：SECO の決定は、関連連邦当局との調整及び連邦情報局（FIS）との協議を経て行われ、ここでも安全保障政策上の利益が重視される
 - **合意**：協議対象当局間で合意が得られない場合、審査手続が開始される
 - **通知**：外国投資家と国内企業の双方に対し、SECO が書面で通知を行う。ただし、審査手続開始の通知は正式な決定を構成しない

③ 審査手続と黙示的承認（ISA 第 8 条及び第 9 条）

- **決定期限**：SECO は審査手続開始後 3 か月以内に、関連連邦当局との調整・合意及び FIS との協議を経て、買収承認の可否を決定しなければならない
- **連邦評議会の関与**：SECO 若しくは関係当局が承認に反対する場合、又は国家政治上重要な案件である場合、連邦評議会が決定を下す
- **通知**：最終決定は両当事者に書面で通知される。承認を要する買収の法的効力は、承認が下りるまで停止される
- **黙示的承認**：所定の期限内に決定がなされない場合、買収は承認されたものとみなされる
- **期限延長**：SECO は、(i)当事者による遅延、(ii)外国当局からの情報待ち、又は(iii)連邦評議会が決定権限を有する場合に期限を延長できる。延長は両当事者に書面で通知される

④ その他の規定（ISA 第 10 条ないし第 13 条）

- **関与する行政機関**：SECO は事案ごとに適切な行政機関を指定する。中央連邦行政機関のみが対象となり、連邦外務省国家事務局及び安全保障政策国家事務局は常に参画する
- **緊急手続**：連邦内閣は、公共の秩序又は安全のために必要と判断した場合、直接承認できる
- **職権手続**：SECO は、法令違反又は回避の疑いがある場合、職権により承認手続を開始する権限を有する
- **情報提供義務**：国家管理下の外国投資家、国内企業、及びその他全ての関係者は、包括的な審査に必要となる全ての情報及び書類を SECO に提供しなければならない

今後の見通し

スイスは、特に米国から、外国投資審査制度の導入を強く求められてきた。これは、特定の外国投資家に対する西側諸国の貿易・投資規制概念歩調を合わせる動きの一環でもある。

ISA により、スイスは外国投資審査制度の導入において最小限の介入主義的アプローチを選択した。具体的には、投資審査の対象を国家管理下の外国投資家に限定し、民間投資家には影響を与えないようにしている。その結果、新制度の対象となる取引は年間ごく少数と見込まれる。これにより外国直接投資に対するスイスの開放性は維持される一方、重要分野での買収を計画する国家管理下の外国投資家は、承認要件の可能性を想定し、審査期間の延長や不承認シナリオに備えた契約上の安全策を検討すべきである。

ISA のもとでは、取引は、潜在的な企業結合審査に加えて、さらなる規制に直面することになる。また、ISA はスイス子会社が関与する複雑な国際取引において、追加的な調整課題を提起する。投資審査と企業結合審査の両方に対する調整された規制評価と対応が必要となる。主要な評価要素には、対象企業の商品・サービス・インフラの代替可能性、及び安全保障関連インフラ・情報・機微データへのアクセスが含まれる。

本法は任意の国民投票の対象となり、連邦内閣による施行令の発出も必要となる。施行は 2027 年 1 月以降と予想されるが、スイス企業を関与させる取

引を計画する企業は、既に新たな承認制度を投資・M&A計画に組み込むべきである。

[最初のページに戻る](#)

スイス

5,000 万スイスフランを超える遺産及び贈与に対する 50%の連邦相続税及び贈与税導入を否決

はじめに

2025 年 11 月 30 日、「財政的に公平な方法で資金調達される社会的に公正な気候政策のために (For a Socially Fair Climate Policy Financed in a Fiscally Equitable Manner)」と題されたイニシアチブが、国民投票において否決された。

このイニシアチブは、5,000 万スイスフランを超える遺産及び贈与に対して 50%の連邦相続税及び贈与税を導入することを目的としていた。

投票に先立ち、連邦内閣は以下の公式メッセージを発表し、重大な財政上の懸念を強調していた。

改正に伴う納税者の国外転出を考慮すると、新しく導入される税による予想税収は 1 億スイスフランから 6 億 5,000 万スイスフランの範囲に留まる見込みである。既存の (所得及び資産に対する課税による) 税収は、28 億スイスフランから 37 億スイスフラン減少する。65 歳以上の納税者のみが国外転出するというより穏健なシナリオでは、新しく導入される税により州は 5 億～11 億スイスフランの追加収入を得る一方、既存の税では 13 億スイスフラン、場合によっては 17 億スイスフランの損失が生じる。

社会主義青年団がこのイニシアチブを提案した 2024 年 2 月 8 日以降、ベーカーマッケンジーは、国民投票が可決されるという可能性の低い事態に備え、複数のスイス居住者に対し資産計画戦略の支援を行ってきた。主な論点は遡及適用であった。

遡及適用とスイス納税者の保護

イニシアチブの起草者は、納税者の国外転出を阻止し、こうした行動を租税回避と認定するため、イニシアチブに遡及適用条項を盛り込んだ。この手法は、過去 10 年間の国際的な税務コンプライアンスで広くみられるものである。米国司法省のスイス銀行プログラム (2013-2016 年) や OECD のピラー 2 (2021 年) 等の仕組みは、ルックバック期間やカットオフ日を通じて遡及的措置を導入した。これらの制度は遡及課税を認めるものではないが、規則の正式発効前に実行された取引に遡及的な視点を適用し、先制的な税務計画を防止することを目的としている。

2025 年 11 月 30 日の否決以前から、連邦内閣は「遡及適用は、国民投票案が可決された後に実行される相続及び贈与にのみ適用される」と明言し、納税者を安心させ、法的確実性とスイス納税者保護という基本原則を想起させていた。このメッセージは、法の支配と納税者権利の保護を再確認し、恣意的あるいは攻撃的な遡及措置への懸念を和らげたともいえる。

相続税改正についての今後の見通し

このイニシアチブが否決されたことで、遡及適用に関する懸念は解消された。また、相続税の現行枠組みは当面の間維持されることが確実となった。

2000年から2024年にかけて87件の国民投票があったが、そのうち承認されたのはわずか11件である。2015年の相続税イニシアチブや、キャピタルゲインへの課税強化を目的とした2021年の「99%イニシアチブ」等、再分配や反富裕層を目的とした提案の大部分は否決されてきた。

2015年に否決された提案は、200万スイスフランを超える遺産に対して20%の連邦相続税を導入する内容であった。2025年のイニシアチブでは閾値が大幅に引き上げられ（5,000万スイスフラン）、反富裕層／再分配の流れに沿ったものとなったにもかかわらず、いずれもスイス有権者の承認を得られなかった。

この経緯を踏まえると、スイスにおける相続税改正をめぐる議論が今後数年で再燃する可能性は低い。

最後に

相続税と贈与税は州（カントン）の管轄権下に留まる。これにより維持される州間の激しい税制競争は、納税者にとって最良の保護策となる。

ほとんどの州税務当局は、既存納税者と新規移住者双方に対し、移住による資産のステップアップ等を含む交渉可能なルーリングを提供している。

イニシアチブの否決は、2025年1月1日施行のスイスの国際相続法改正との関連でも捉えるべきである。この改正により、スイス居住者は自身の遺産に適用される法律を選択できるようになり、国境を越えた相続手続においてより大きな柔軟性と法的確実性が確保される。

[最初のページに戻る](#)

ドイツ

米国税務上の Disregarded Entity への配当に租税条約上の軽減措置は適用されないのか？

概要

報告によれば、ドイツ連邦中央税務局（The Federal Central Tax Office、以下、「FCTO」）は、米国税務上の Disregarded Entity⁵（以下、「DRE」）として取り扱われるドイツ法人を米国親会社が保有している場合、ドイツ所得税法第 50c 条に基づく源泉税免除証明書の発行を拒否しているとのことである。

この報告が正確であれば、これは長年の実務が大きく変更されたことを意味する。多くの多国籍企業に、以下の深刻な影響を与え得る。

- 配当に対する源泉税の課税（26.375%、移転価格調整に伴うみなし配当を含む）

⁵ 米国税務上の Disregarded Entity とは、後述するチェック・ザ・ボックス規則に基づく納税者の選択に基づき、米国税法上透明なもの（その存在がないもの）と扱われる事業体である。その帰結として、事業体の構成員に対して課税がされることになる。

- ドイツ法人である DRE からのロイヤルティ支払に対する源泉税の課税 (15.825%)
- 事業再編の必要性

決定的なのは、この新たな実務には、租税条約上又は国内法上の根拠が見当たらないという点である。我々の分析では、DRE であるドイツ法人が関与する企業グループ構造に対しても、租税条約上の恩典は依然として付与されるべきである。その理由については、以下で詳述する。

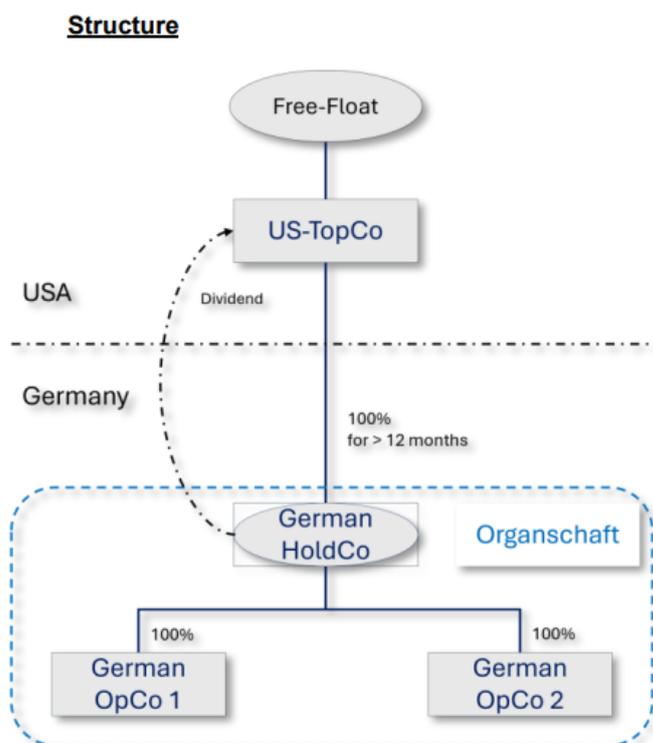
事例

2018 年以降、米国多国籍企業である B グループは、ドイツの持株会社（以下、「German HoldCo」）を保有しており、同社は 2 社のドイツ事業子会社（以下、「German OpCo 1」及び「German OpCo 2」）の税法上の親会社となっている。

B グループの最終親会社である US TopCo の主要株式はニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」）に上場している。

米国税務上、German HoldCo はチェック・ザ・ボックス規則に基づき、DRE として取り扱われる。

一方、German HoldCo は、ドイツ税務上は完全に課税対象となる法人として扱われる。



これまで FCTO はドイツ・米国間の租税条約（以下、「独米租税条約」）第 10 条第 3 項に基づき、ドイツ側から米国側の配当に対して、源泉税免除証明書を発行してきた。

しかし 2025 年から、ドイツ側の配当支払会社が DRE である場合、米国側株主は条約上の恩典を主張できないとして、突如 FCTO が源泉税免除証明書の発行を拒否し出した。

分析

1. ドイツ所得税法第 50c 条

German HoldCo から US TopCo への配当は、原則として 26.375%の国内源泉税率の対象となる。

ドイツ所得税法第 50c 条第 2 項の下では、独米租税条約に基づき当該配当がドイツで課税されないことを証明する有効な源泉税免除証明書が FCTO から発行されている場合に限り、支払者であるドイツ法人は源泉徴収を行わないことができる。

2. これまでの実務

数十年にわたり、FCTO は、配当を支払うドイツ法人が外国税法上どのように分類されているかについて審査してこなかった。

また、ドイツ所得税法第 50c 条及び第 50d 条に基づく申請書類、ガイダンス及び質問票にも、そのような要件は一切存在しなかった。

そのため、DRE に該当するケースでも源泉税免除証明書は通常どおり発行されてきた。

3. 新たに FCTO が示した実務

最近の報告によれば、FCTO は、配当を支払うドイツ法人が株主居住地国において税務上透明（即ち、税務上存在しないもの）と扱われる場合、源泉税免除証明書の発行を拒否し始めているとされる。

こうした実務の変更には、明確な法令上又は条約上の根拠が見当たらず、より広範な、争いの多い行政の再解釈の傾向を反映している。

このような実務の予測不能性は、投資家の信頼を損ない、主要な条約相手国との関係にも負担を生じさせる。

4. 新たに FCTO が示した実務の問題点

FCTO の新たな実務は、以下の点から説得力を欠く。

- US TopCo は米国の居住者である法人であり、German HoldCo の議決権を 12 か月超にわたり 100%保有している。したがって、独米租税条約第 10 条第 3 項第 a 号 (aa) が適用される。
- German HoldCo が租税条約上の「法人」に該当するか（即ち、税務上透明なものと取り扱われるか）、またその支払が「配当」に該当するかについては、ドイツ税務上の分類が基準となる。そのため、米国税務上の分類は考慮されない。
- 当該所得は「ハイブリッド事業体を通じて」又は「ハイブリッド事業体によって」生じるものではない。したがって、独米租税条約第 1 条第 7 項は適用されない。

5. 独米租税条約第 10 条第 3 項

独米租税条約第 10 条第 3 項第 a 号 (aa) は、一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人から受益的所有者として配当を受領し、かつ当該配当支払法人の議決権の少なくとも 80%を 12 か月以上保有している場合、源泉税率を 0%とすることを定めている。

US TopCo は、独米租税条約第 4 条第 1 項に該当する米国の居住者である法人である。同社は、法定所在地及び本店管理地がドイツにあるため無制限納税義務を負うドイツ法人である German HoldCo から配当を受領する。

German HoldCo が米国税務上 DRE として扱われるかどうかは、ドイツ側の視点では無関係である。条約上の「法人」に該当するか、またその支払が条約上の「配当」に該当するかは、条約を適用する国である源泉国としてのドイツの法解釈のみによって決定される。外国側の税務上どのように分類されるかは考慮されない。

独米租税条約第 10 条第 3 項にいう「配当」は、同条第 5 項に基づき適用国の国内法に従って定義される。本事例にて検討すると、ドイツ税法上、German HoldCo による配当は、国内法及び条約法の双方において US TopCo のみに帰属する配当（ドイツ所得税法第 20 条第 5 項、連邦財務裁判所判決 2013 年 6 月 26 日、I R 48/12）に該当する。

また、独米租税条約第 10 条第 3 項第 a 号（aa）が要求する 80%保有要件について、US TopCo は、German HoldCo の 100%を 12 か月以上保有しているため満たされている。US TopCo は、独米租税条約第 28 条第 2 項第 c 号（aa）に該当する上場会社であり、すべての条約上の恩典を享受する資格がある。

独米租税条約第 10 条第 3 項にも、第 28 条第 2 項にも、更なる要件は存在しない。

6. 独米租税条約第 1 条第 7 項

結論として、独米租税条約第 1 条第 7 項は本件には適用されない。

同項は、所得、利益又は利得（以下、「所得等」）が、いずれかの締約国の税務上透明とされる者によって、又はその者を通じて取得される場合に適用される規定である。

同項に該当する場合、当該所得等は、その締約国の税法上、その国の居住者の所得等として扱われる範囲において、当該国の居住者が取得したものとみなされる。

しかし本件では、US TopCo 自身が配当所得を直接受領している。

US TopCo は課税主体であり、独米租税条約の目的上、ドイツ及び米国の双方の視点で米国の居住者である。

ドイツのこの点に関する文献によれば、German HoldCo が米国税務上 DRE として扱われている事実は、この分析において何ら関連性を持たない。

US TopCo が受領する当該配当は German HoldCo 「によって支払われる」ものであって、German HoldCo を「通じて取得する」ものではない。

したがって、独米租税条約第 1 条第 7 項は本件には適用されない。

7. 国内法上の租税条約上の軽減措置

US TopCo が租税条約上の軽減措置を受ける資格は、ドイツ国内法上の規定（特に、ドイツ所得税法第 50d 条第 3 項、第 50d 条第 14 項、第 50d 条第 11a 項）によっても制限されるべきではない。

- ドイツ所得税法第 50d 条第 3 項第 1 文（ドイツの租税回避防止規定）

ドイツ所得税法第 50d 条第 3 項は、同条第 2 文により適用されない。なぜなら、US TopCo の主要な種類株式が、認可された証券取引所である NYSE において、定期的かつ実質的に取引されているためである。

- ドイツ所得税法第 50d 条第 14 項（ドイツ版チェック・ザ・ボックス規則）

ドイツ所得税法第 50d 条第 14 項もまた本件には関連しない。これは、同項は、ドイツ法人税法第 1a 条の「ドイツ版チェック・ザ・ボックス規則」に基づき、法人として取り扱われることを選択したパートナーシップからの配当に限定して適用される規定であるためである。

- ドイツ所得税法第 50d 条第 11a 項（ハイブリッド・ミスマッチ規定）

さらに、ドイツ所得税法第 50d 条第 11a 項も適用されない。ドイツ所得税法第 50d 条第 11a 項は、旧ドイツ所得税法第 50d 条第 1 項第 11 文を前身とする規定であるところ、立法者の説明資料によれば、旧ドイツ所得税法第 50d 条第 1 項第 11 文は、「所得の帰属の相違（ハイブリッド・ミスマッチ）により、租税条約に基づく還付請求が無効となることを防止する」ことを意図していたと説明する。したがって、同規定は納税者にとって有利な規制となるように規定されたものである。

学説上、ドイツ所得税法第 50d 条第 11a 項に対して、極めて批判的な見解が一般的であり、特に、同規定が手続的効果のみを有するのか、実体法的効果をも併せ持つのかについては議論が分かれている。しかし、同規定が手続規定であるか実体規定であるかにかかわらず、本件においては同規定の要件は充足されない。

同規定は、配当受領者のハイブリッドな性質に由来する所得の帰属の不一致が生じていることを前提とする。しかし本件では、US TopCo にそのような不一致は存在しない。なぜなら、両条約締約国（ドイツ・米国）は、ともに US TopCo を「不透明（課税対象となる）な主体」、すなわち通常の法人として扱っているためである。そのため、US TopCo においてハイブリッド・ミスマッチは生じていない。米国側で配当が非課税となるのは、German HoldCo に対するチェック・ザ・ボックス選択によるものである。したがって、帰属の相違（「所得は誰に帰属するのか」）ではなく、資格による所得の不均衡（「そもそも所得は存在するのか」）が生じる。そして、このような状況はドイツ所得税法第 50d 条第 11a 項の適用対象外である。なぜなら、本件は、同項の文言にも、資格による所得の不均衡を扱うことを目的とした趣旨にも、該当しないからである。

仮に本件においてドイツ所得税法第 50d 条第 11a 項が適用可能であったとしても、結論は変わらないと考えられる。なぜなら、同項は条約の優先適用の例外として意図されたものではない。さらに、還付手続のみを規定していた旧ドイツ所得税法第 50d 条第 1 項第 11 文（改正前）に由来しているため、同規定は明示的に還付請求を対象としてのものである。また、免除手続におけるドイツ所得税法第 50d 条第 11a 項の類推適用も同様に不可能である。そのような類推適用は納税者に不利益をもたらし、ドイツ憲法第 20 条第 3 項の法の支配の原則と相容れない。さらに、類推適用の前提となる意図せざる立法上の空白も存在しない。

8. 結論

German HoldCo による米国親会社への配当分配は、独米租税条約第 10 条第 3 項第 a 号（aa）に基づき、ドイツ源泉徴収税の全額免除の対象となる。German HoldCo が米国税法上の DRE と分類されることのみを理由に源泉免除証明書の発行を拒否することは、法的に正当化できない。

推奨される対応策

以上の通り、新たな FCTO の実務的取り扱いは法的に正当化できない。しかし、FCTO が実際にそのような取り扱いをしている以上、多国籍企業は対応策を採る必要がある。推奨される対応策は以下である。

- 源泉徴収の免除の申請を継続し、棄却された場合は異議申し立てを行う
- 不要なキャッシュの流出を防ぐため、ロイヤルティ等の支払いを停止又は延期する
- 各国税務チームと連携して、新たな FCTO の実務的取り扱いによる影響を評価する

[最初のページに戻る](#)

ドイツ

RETT（不動産譲渡税）に関する改正法案の概要

概要

2026 年 1 月 14 日、ドイツ政府は Tax Consultancy Act 及び関連する税法規則を改正する第 9 次法律草案を承認した。本改正により、署名・クロージングのメカニズムを伴う株式取引の不動産譲渡税（以下、「RETT」）に関する現行の複雑な規則が変更されることとなり、M&A 取引の課税の概念がより明確化され、株式取引の事務負担が軽減されることとなる。本改正は納税者にとっては基本的に有利になる改正とみられるが、本改正による取引実務の変更によって、オンゴーイングの取引及び将来の取引に一定の影響を与える可能性があり得る。

改正に至る背景

2021 年のドイツ不動産譲渡税法（以下、「GrEStG」）の最終改正以来、不動産保有会社に関係する株式譲渡取引に際しては、RETT の取扱いについて重要な不確実性が存在していた。すなわち、不動産保有会社に関連する取引において、その株式の 90%以上が 10 年以内に移転する場合に RETT の対象となっているところ（GrEStG 第 1 条第 2b 項）、RETT の課税トリガーは原則としてクロージングの発生であるが、例外的に、取引のクロージングが見込めない場合には、株式譲渡契約（以下、「SPA」）の署名それ自身が RETT の課税トリガーとされている（GrEStG 第 1 条第 3 項）。

これら 2 つの RETT 課税トリガーの関係は、実務においてしばしば問題となってきた。特に、ドイツ税務当局が、RETT 課税トリガーとしての署名の補充性を、厳密にタイミングの観点から解釈しているためである。すなわち、取引の署名とクロージングが異なる時期に行われる場合、署名とクロージングの双方を課税対象とする実務が通用してきた。その結果、署名とクロージングの双方が適切かつ適時に届け出られた場合は、署名をトリガーとする課税は回避され、または既に課税決定がなされている場合には取り消されるという規則が導入されていた（GrEStG 第 16 条第 4a 項及び第 5 項）。そのような免除規定がなければ二重の RETT 課税のリスクが生じてしまうからである。しかしながら、それぞれの届出期間は原則として 2 週間のみであり、届出に必要な情報を収集するためには取引当事者間の緊密な協力が必要であるため、二重課税のリスクは実際上生じうるものになっていた。その結果、M&A 取引の SPA では、必要な届出に関する協力義務についての規定が拡張され、二重の RETT のおそれが生じた場合の新たな補償条項が盛り込まれることが多くなっていた。

株式取引に関わる今後の RETT 訴訟に関する最初の決定において、ドイツ連邦財政裁判所（以下「BFH」）は最近、税務当局が採用した見解に基づく二重の RETT のおそれについて懸念を表明した。しかしながら、これらの決定は現在のところ、執行停止手続（AdV-Verfahren）において採択されたものすぎない。

今般提出された改正法案は、この二重課税の問題に対処し、納税者の利益のために解決を図ろうとするものである。

改正法案の内容

改正法案によれば、基礎となる SPA におけるそれぞれの義務の履行としてクロージング時に株式が譲渡されることを条件として、株式取引の署名のみが RETT 課税トリガーとなる。この場合、クロージングは同一取引に関する RETT 課税トリガーとはならず、潜在的な RETT 二重課税リスクが回避される。

結果として、取引の署名の事実のみを税務当局に報告すれば足りることとなり、ただでさえ作業負担の大きい M&A 取引のクロージングの準備における追加的な事務手続が回避される。この改正の結果、RETT 課税トリガーは署名のみとなるため、現行の二重課税の取り消しを定める条項（GrEStG 第 16 条第 4a 項及び第 5 項第 2 文）は削除されることになる。

改正法案の導入後は、ほとんどの場合、署名のみが RETT 課税のトリガーとなるため、改正法案では現在、当該 RETT の別の納税義務者として（SPA の当事者に加えて）不動産保有会社を含めている。これは、特に非ドイツ当事者間の取引の場合において、ドイツ連邦国家の税収を確保するためであると推定される。

もう一つの歓迎すべき変更として、株式取引の届出期間が現行法における一般的な 2 週間の期間と比較して 1 か月に延長されることとなり（現在この期間は非ドイツの納税義務者にのみ適用されている）、これは特に多数の不動産保有会社や対象不動産が関与する大規模な取引において、納税者にとって有利な改正となると予想される。

新法は、法案の制定後に実行される株式取引に適用される。署名が法律の改正前に行われ、クロージングが改正後に生じるような取引については、署名のみが RETT 課税事由となる（GrEStG 第 23 条第 28 項及び第 29 項）。

[最初のページに戻る](#)